

PwC's Federal Budget Insights

2019/20年度オーストラリア連邦政府予算案

Contents

1. 概要	1
2. 個人所得税	2
3. 法人税及びプライベートビジネス	4
4. スーパーアニュエーション(退職年金)	6
5. グローバルタックス	7
6. 間接税及び貿易	8
7. 雇用税	9
8. その他の税制改正案	10
9. 今後予定される税制改正項目	11



概要

1

2019/20年度オーストラリア連邦政府予算案（以下、「予算案」）は、今後数週間後に控えた連邦政府総選挙を見据えた上で、政治面での現状を基に作成されていることは明らかである。オーストラリア経済は幾つかの課題こそあるものの好況を維持している結果、フライデンバーグ財務相は、予想されていた全ての分野および、予算案において最も重要な個人所得税の大幅な減税など、大規模な支出を行う余裕を残したまま、過去10年以上で初の黒字予算を発表した。

中所得者層や中小企業、地方エリア、年金受給者や実習生、インフラ、そして環境保護の分野においては好意的に受け取られる施策が発表され、オーストラリア税務当局（ATO）へも10億豪ドルの追加資金が盛り込まれている。

2019/20年度オーストラリア連邦政府予算における主な経済指標

	2017-18 (実績値)	2018-19 (予測値)	2019-20 (予測値)
財政黒字（赤字）			
経常収支	(10.10)	(4.20)	7.10
対GDP比	(0.50)	(0.20)	0.40
実質GDP伸率	2.80	2.25	2.75
失業率	5.40	5.00	5.00
消費者物価上昇率	2.10	1.50	2.25
賃金上昇率	2.10	2.50	2.75

一方、大々的な予算案発表の場合、取り上げられない小さな変更が時折り生じることがある。

昨年度予算案ではオーストラリア国内外での好況に支えられることで「2018/19年度および2019/20年度における実質GDP伸率は3%」に加速すると発表されていた。

しかしながら、現時点における財務省の予想では「2019/20年度および2020/21年度の潜在成長率は2.75%」と微妙にシフトしている。オーストラリア経済のように大企業では、この消えた0.25%の成長率が意味するところは大きい。事実、鉄鉱石の輸出量や原料炭価格が好調に推移している資源分野の成長なしには、オーストラリア経済は更に0.25%落ち込んでいたと予測されている。

また、賃金の分野においても同様である。失業率5%と低水準へ改善している一方、賃金上昇率は低迷しており、財務省の予想では賃金上昇率回復には追加で更に1年とされている。本来、全く異なる政治的均衡を保つために政策が作られるが、フライデンバーグ財務相により発表された今回の減税案は可処分所得の増額を促し、実体経済が滞る可能性のあった、減速した賃金上昇率の改善に対してある程度の助けとなることが予想される。

今後の課題とは

昨年度の予算案では、オーストラリアは「世界経済の回復から恩恵を受ける」そして「主な先進諸国ではGDP成長がより同時に起こる」とされていたが、僅か1年で状況が変化している。

その結果、財務相では、本予算案において「ブレグジットに伴うリスクは、ここ数か月間でより顕著化した」とし、より広い世界貿易における緊張の高まりを警告する等、控えめな表現に留めている。

向こう12か月間における70億豪ドルの財政黒字は予想こそされているが、まだ確定はしていない。

個人所得税

2

個人所得税の変更点

低中所得者に対する税額控除(LMTO)と低所得者に対する税額控除(LITO)

現行の低中所得者に対する税額控除は、2018年7月1日から2022年6月30日までの期間、年530豪ドルまでの税額控除が認められている。これは低所得者に対する税額控除(最大で445豪ドル)に上乗せする形で適用される。

連邦政府が昨年発表した個人所得税の段階的引下げ案はすでに法制化されているが、予想通り低中所得者に対する更なる減税が発表された。

この減税は以下の方法で提供される。

- 2018年7月1日から2022年6月30日まで、低中所得者に対する税額控除を大幅に増額。
- 2022年7月1日から、19%の課税所得レンジの上限の引き上げ、および低所得者に対する税額控除の増額。
- 2024年7月1日から、32.5%の限界税率を30%に引き下げ。

下表2.1が新しく提案された規定である。

表 2.1: オーストラリア居住者の低中所得者に対する税額控除(LMTO)の増加

課税所得レンジ(単位:豪ドル)	改正後のLMTO(単位:豪ドル)
37,000 ドル以下	255ドル
37,000 ドル超 48,000 ドル以下	255ドル プラス 37,000ドルを超過した課税所得の7.5%
48,000 ドル超 90,000 ドル以下	1,080ドル
90,000 ドル超 126,000 ドル以下	1,080ドル マイナス 90,000ドルを超過した課税所得の3.0%

表 2.2: オーストラリア居住者の低所得者に対する税額控除(LITO)の改正

課税所得レンジ(単位:豪ドル)	改正後の新しいLITO(単位:豪ドル)
37,000 ドル以下	700ドル
37,000 ドル超 45,000 ドル以下	700ドル マイナス 37,500ドルを超過した課税所得の5.0%
45,000 ドル超 66,667 ドル以下	325ドル マイナス 45,000ドルを超過した課税所得の1.5%

課税所得レンジの変更

既に法制化済みの個人所得税引き下げ案では、課税所得レンジは段階的に変更され、最終的には2024年7月1日までに37%の課税所得レンジが廃止されるとともに、課税所得が41,000豪ドル超かつ200,000豪ドル以下の納税者には32.5%の税率が適用されることになっている。

今回追加で発表された課税所得レンジと限界税率の変更案では、2022年7月1日から19%の課税所得レンジの上限が現行の41,000豪ドルから45,000豪ドルに引き上げられるほか、2024年7月1日から現行の32.5%の限界税率が30%に引き下げる。

変更点の要約は表2.3を参照。

光熱費助成金の一時支給

連邦政府は、2019年4月2日時点での税務上オーストラリア居住者かつ受給資格を有する個人に対し、光熱費助成金を単身者に75豪ドル、既婚者に62.50豪ドル（夫婦合計で125豪ドル）一時支給する。

メディケア税

2018/19課税年度よりメディケア税が非課税となる低所得者の所得基準が、単身者、既婚者、高齢者および年金受給者について引き上げられる。

表 2.3: オーストラリア居住者の個人所得税率(単位:豪ドル)

税率(%)	現在(2018年7月1日～) 課税所得レンジ	2022年7月1日～ 課税所得レンジ	2024年7月1日～ 課税所得レンジ
0	18,200 ドル以下	18,200 ドル以下	18,200 ドル以下
19	18,200 ドル超 37,000 ドル以下	18,200 ドル超 45,000 ドル以下	18,200 ドル超 45,000 ドル以下
30			45,000 ドル超 200,000 ドル以下
32.5	37,000 ドル超 90,000 ドル以下	45,000 ドル超 120,000 ドル以下	
37	90,000 ドル超 180,000 ドル以下	120,000 ドル超 180,000 ドル以下	
45	180,000 ドル超	180,000 ドル超	200,000 ドル超



法人税及び プライベートビジネス

3

連邦政府は、中小企業を支援するため、資産の即時償却基準額を引き上げるとともに、中規模企業もその恩恵が得られるように適用対象を拡大する。

みなし配当ルール(Division 7A)の改正を2020年7月1日まで延期するという提案も、新基準に備えたキャッシュフロー計画を作成する時間が得られるため、プライベートビジネスにとって喜ばしいことである。

資産の即時償却基準額の引き上げ

事業活動と投資を支援するために、連邦政府は資産の即時償却基準額を3万豪ドルに引き上げると発表した。この即時償却基準は、小規模事業者のみならず、年間総売上高が5,000万豪ドル未満の中規模事業者も適用対象となる。

中規模事業者（年間総売上高1,000万豪ドル以上5,000万豪ドル未満）は、2019年4月2日午後7時30分（オーストラリア東部夏時間：AEDT）から2020年6月30日までの期間に購入・初回使用・または使用のため設置を行った減価償却資産について、3万豪ドルに引き上げられた即時償却基準額の恩恵を受けられる。

既存の資産即時償却と同様に、基準額は各資産ごとに適用されるため、複数の償却資産を即時償却することが可能である。



連邦政府は本予算案に先立ち、2019年1月29日に小規模事業者（年間総売上高1,000万豪ドル未満）について資産の即時償却基準額を従来の2万豪ドルから2.5万豪ドルに引き上げることを発表していた。その結果、小規模事業者は2019年度

中に3種類の基準額が適用されることになり、どの基準額を適用すべきかの判断が難しくなっている。適用できる基準額は、資産を初回使用した時期、または使用のため設置を行った時期により異なる。（下表3.1参照）

表 3.1: 資産の即時償却の対象額

	2019年1月28日以前に初回 使用または使用のため設置 を行った資産	2019年1月29日から2019年 4月2日午後7:30(AEDT)以前 に初回使用または使用のた め設置を行った資産	2019年4月2日午後7:30(AEDT) から2020年6月30日までに初回 使用または使用のため設置を行 った資産
小規模事業者(年間総売 上高1,000万ドル未満)	\$20,000	\$25,000	\$30,000
中規模事業者(年間総 売上高1,000万ドル以上 5,000万ドル未満)	-	-	\$30,000*

*Note: a medium business asset must also be purchased after 7:30pm (AEDT) 2 April 2019 to qualify for the concession

中小企業に関するみなし配当 ルール改正の延期

連邦政府は、みなし配当ルールの改正を延期することを発表した。この改正は、中小企業から株主および関係者に対する特定のローンについて、みなし配当として課税対象とするもので、2020年7月1日以降に開始の年度から適用されることになった。これに伴い、未払いの分配利益 (Unpaid present entitlement: UPEs) の扱いに関する改正案も併せて延期となる。(信託から関連企業である私企業中小企業の受益者に対するUPEがある場合、特定のものをローンとしてみなし配当扱いにするもので、2019年7月1日から施行予定であった。)





スーパー・アニュエーション(退職年金)

4

本予算案において、現行のスーパー・アニュエーションシステムへの大規模な変更は発表されていないが、連邦政府は、スーパー・アニュエーションが本来意図された形で運営されること及び、退職を控えた加入者に対して公平性と柔軟性を明確にするための多くの改正案を発表した。

就労条件の廃止

2020年7月1日より、65歳および66歳の加入者は就労条件を満たしていないとも、スーパー・アニュエーションへ対し任意の税優遇拠出ならびに税引後拠出（税優遇拠出上限を超える拠出）が可能となる。

前倒しアレンジメントの拡大

現行、65歳未満の加入者に適用されている前倒しアレンジメントを、2020年7月1日より、65歳および66歳の加入者へも拡大する予定。

配偶者拠出

2020年7月1日より、配偶者拠出に関する年齢制限は69歳から74歳に引き上げれる。

スーパー・アニュエーションの加入者口座保険

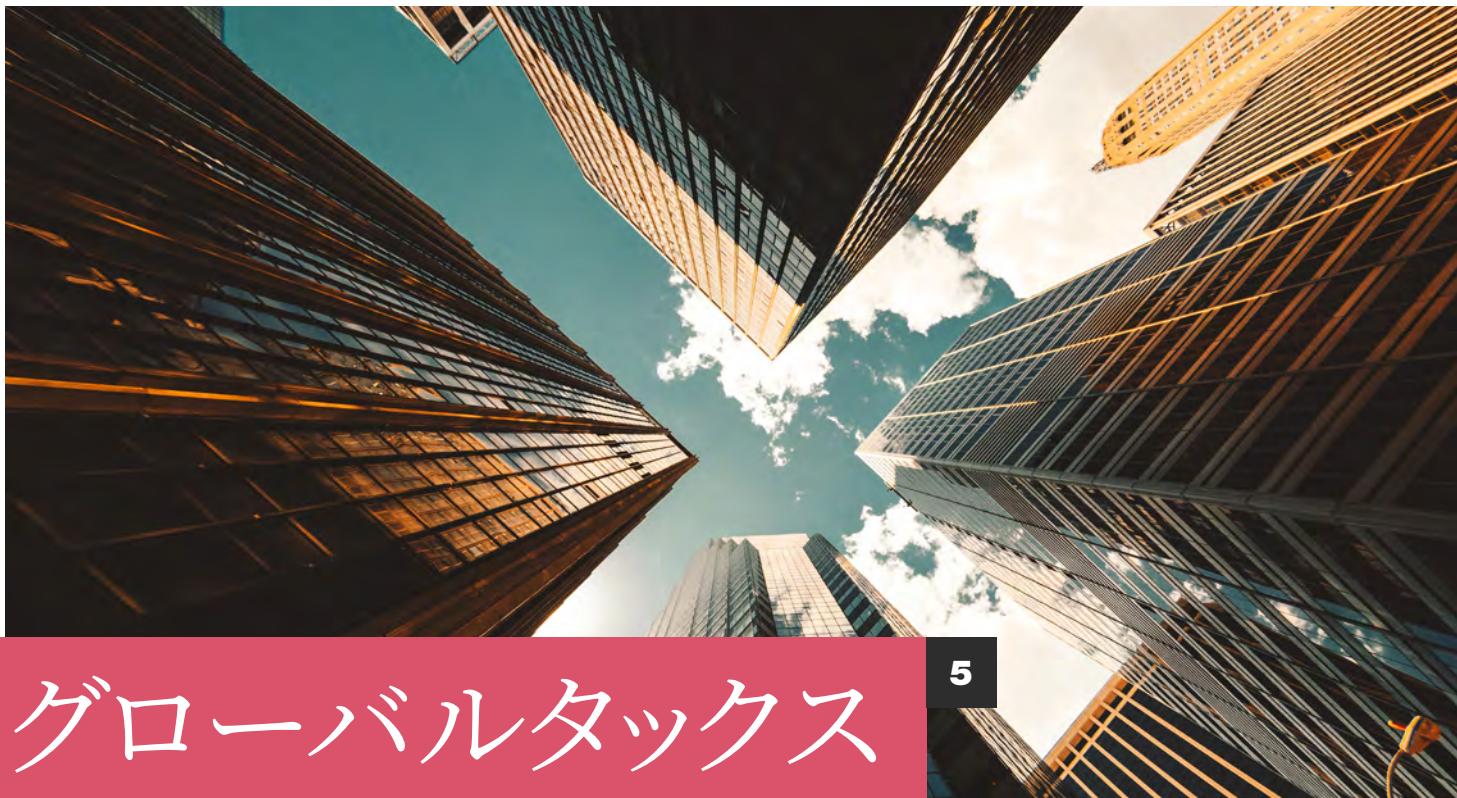
連邦政府は、以前発表したスーパー・アニュエーションの加入者口座保険に関する改正案について、開始日を2019年10月1日に延期すると発表した。

非課税年金の計算要件の合理化

本予算案には、2020年7月1日から、免除年金所得（Exempt Current Pension Income: ECPI）の計算に関する手続きの要件を合理化することによる、スーパー・アニュエーション基金のレポート簡略化や、コスト削減を目的とした多くの改正案が含まれている。

多くのスーパー・アニュエーションアレンジメントにおける還付申請を電子化するための資金提供

多くのスーパー・アニュエーションアレンジメントにおいて要求される資金還付のためのスーパー・アニュエーション基金への電子申請を可能にするため、19.3 百万豪ドル の追加資金が2020/21年度から3年間をかけてATOへ提供される予定。



5

グローバルタックス

既存の課税の仕組みの中での強い租税回避防止と規範措置の構築を継続しつつ、オーストラリアは、多国籍企業による租税回避への対処を目的とする政策を追求することを継続する。

オーストラリアにおけるハイブリッド・ミスマッチルールの修正

本予算案で、連邦政府は、最近導入されたハイブリッド・ミスマッチルールに対する修正案を発表した。これらの修正は、大まかには、現ハイブリッド・ミスマッチルールと同様の適用日が採用されることとなる(2019年1月1日以降開始の事業年度より適用)。

想定される修正案は、

- オーストラリアの Multiple Entry Consolidated (MEC) グループ及びトラストへのハイブリッド・ミスマッチルールの適用を明確にするためのルールを含めること
- 外国税額の定義を制限する。(これにより例えば、“subject to foreign income tax (外国所得税の対象となる)”及び“foreign income tax deduction (外国所得税の損金算入)”の定義への影響が考えられる)

- 2019年4月2日以降開始課税年度において、無税国、軽課税国に所在する中間エンティティへ直接または間接的に一定の利子の支払いが行われた場合に適用するいわゆる規範措置が、他のハイブリッド・ミスマッチルールが既に適用されている場合においても適用。

この変更のうちいくつかは想定されてきたが、既存の不確実性に加え、当該修正案の詳細が連邦政府より公表されていないため、納税者は、相当な不確実性に直面することとなる。

租税条約に関する政策

租税条約に影響する二つの政策が発表された

- 租税条約によりカバーされる一定の所得をオーストラリア源泉所得とみなすための国際課税協定法 (International Tax Agreements Act 1953) の修正。修正案に関する適用開始日は、発表されていない。
- 2019年3月28日に調印されたオーストラリアとイスラエルとの租税条約が、オーストラリアで施行される。

情報交換国リストのアップデート

連邦政府は、本年度の予算案で、キュラソー、レバノン、ナウル、パキスタン、パナマ、ペルー、カタール及びアラブ首長国連邦を、その国の居住者が管理投資信託 (MITs) 及びAttribution MITs からの一定の分配に対し適用される15%(Clean Buildings MITs からの一定の分配については10%) の減免源泉税率へのアクセスを有する国としてのリストに加えることを発表した。



間接税及び貿易

6

オーストラリアからの輸出への支援

連邦政府はオーストラリアの輸出を支援するため、以下を含む61百万豪ドルを2019/20年度から3年間で提供することを発表した。

- 輸出市場開発助成金(EMDG)スキームに対して2019/20年度からの3年間で60百万豪ドル。この追加資金は、オーストラリアの小規模及び中規模事業輸出者が、新市場へ輸出を増加し、国際市場での露出を得て、潜在的な国外の顧客との関係の構築及びブランド認知を発展することを支援するためのEMDGスキームを支援する。
- 2019/20年度の1百万豪ドルで、オーストラリアの輸出産業をさらに促進。

適格一次生産者及び観光事業者への高級自動車税還付の増額

連邦政府は、一次生産者及び観光事業者へ高級自動車税還付のためのアレンジメントを拡大する。

自由貿易協定の進展

本予算案において、以下の自由貿易協定の進展が記載されている。

- インドネシア・オーストラリア包括的経済連携協定 (IA-CEPA) は、2019年3月4日に両政府により締結された。
- 2019年3月26日に、オーストラリアと香港政府は、両国間の自由貿易協定(A-HKFTA)に調印した。

バイオセキュリティに関わる輸入賦課金開日の修正

本予算案では、バイオセキュリティに関わる輸入賦課金の適用開始日(以前、2018/19年度予算案において発表されていた)について、2019年7月1日から2019年9月1日に変更する発表が記載されている。

オーストラリアの農産物貿易の強化

連邦政府は、輸出市場へのアクセスの増加と新たな輸出機会を通じて農産物の輸出や貿易を強化するため、以下を含む政策パッケージを発表した。この政策は、2019/20年

度から4年間で29.4百万豪ドル(そして、年間2.6百万豪ドルを継続)を提供する。

- 2019/20年度からの4年間で5.1百万豪ドル(そして、年間0.2百万豪ドルを継続)を、農産物・食品輸出に対する非関税措置による影響を減らすことを目的とした活動に
- 2019/20年度から4年間で11.4百万豪ドル(そして、年間2.4百万豪ドルを継続)を提供することで、園芸作物の輸出に関する技術市場へのアクセスを向上させる
- 2019/20年度からの4年間で6.8百万豪ドルを、農産物貿易と市場アクセス協力プログラムの拡大のために
- 2019/20年度からの4年間で6.1百万豪ドルを提供することで、中小輸出業者支援パッケージ拡大を図る

その他間接税に関する措置

連邦政府は、間接税軽減措置における特定の大使館・領事館に対し間接税(GST、燃料及び酒税を含む)還付に関する認可または適用範囲を拡大した。



雇用税

7

シングルタッチペイロールの変更

連邦政府はシングルタッチペイロール(Single Touch Payroll: STP)に関する法案を発表した。STPは雇用者が従業員の給与およびスーパー・アニュエーションの情報を効率的に報告するためのシステムである。STPによる「即時」報告義務は、2018年7月1日から従業員20名以上の雇用者に広く適用されており、2019年7月1日からは従業員20名未満の雇用者にも適用される。

偽の業務委託契約への対応

連邦政府は公正労働オブズマン事務所内に偽の業務委託契約への対応に特化した部門を設立するために、2019/20年度以降の4年間で920万豪ドルを提供(既に230万豪ドルを提供済み)することを発表した。当該部門は、雇用に関わる義務を逃れるために実質的な従業員との間の偽の業務委託契約を結ぶ行為を取り締まることを目的とする。

その他の税制改正案

ATOの租税回避タスクフォースへの予算割り当て

ATOは、租税回避タスクフォースのオペレーション拡大のために、2023年6月30日までの4年間にわたって10億豪ドルの予算が割り当てられる。当該タスクフォースは、多国籍企業、大企業や富裕層の個人を改めてターゲットとともに、租税回避スキームを勧める税務専門家や仲介業者への監督を強化を含むプログラムの拡大やより網羅的な調査を行う。これにより、将来的に3.6億豪ドルの追加歳入を見込んでいる。

なお、2018/19年度において、追加的な24.2百万豪ドルの予算が財務省に割り当てられており、オーストラリア税制の改善に焦点を当てた活動が行われている。

金融王立委員会措置を実行するための予算割り当て

連邦政府は今後5年間において、銀行、退職年金基金および金融サービス業界の不正行為に対する金融王立委員会の提言へ対応するた

め、606.7百万豪ドルの予算を割り当てる。オーストラリア証券投資委員会(ASIC)とオーストラリア金融監督庁(APRA)には、オーストラリアの金融セクターにおける信頼回復への対応につき追加の予算が割り当てが見込まれる。

ASICに対して、金融王立委員会の提言に従って、新たな執行戦略を実行し、その機能と役割を拡大するために、追加的に404.8百万豪ドルの予算が割り当てられる。APRAには、金融王立委員会が提起した重要な懸念事項について対応として監督および執行活動を強化するために、さらに145百万豪ドルの予算が割り当てられる。

ブラックエコノミー - ABNシステムの強化

連邦政府は、ブラックエコノミーの行動を制限し、オーストラリアビジネスナンバー(ABN)システムの不適切な使用の取り締まりを目的に、2021年7月1日から、所得税申告義務のあるABN保有者は、所得税申告書を提出することが義務付けられると発表した。

洪水と暴風雨被害に関する補助金の所得税免除

北クイーンズランドの洪水により被害を受けた一次産業従事者、中小企業および非営利団体への適格補助金については、所得税が免除される。

規範措置を強化するためのATOへのさらなる予算割り当て

連邦政府は、未払いの税金や退職年金に係る債務の徴収を強化するため、ATOに対して4年間で42.1百万豪ドルの予算を割り当てると発表した。大企業や富裕層の個人が、納税および退職年金制度への拠出を期限内に確実に支払うことに焦点を当てられ、中小企業は対象外とされる。



今後予想される 税制改正項目

過去12ヶ月の間、連邦政府は税法制項目についていくつかの重要な制度改革を以下の通り実行した。

- OECD多国間協定の一部の加盟国との間の2019年1月1日からの早期発効
- アンチ・ハイブリッド法案の2019年1月1日以降開始の課税年度からの適用
- ブラックエコノミーに対する広範な措置

また、昨今、連邦政府は昨年発表されたデジタル経済についての財務省のコンサルテーション・ペーパーに対する回答を公表した。フライデンバーグ財務相は、2019年3月において、コンサルテーションに対するフィードバック、更に最近の当該分野における国際的な発展を念頭に、「連邦政府は引き続き様々な既存の制度の枠組みの中で多方面からの対応を進めることに傾注し、デジタル・サービス税等の過渡的な措置の導入は行わない」という発表を行った。これはグローバル経済におけるデジタル化に焦点を当てる納税者にとって必要な、不確実性を排除するものである。

しかしながら幾つかの過去に発表された重要なものの中に未だ法律として制定されていないものがある。これらの一部は表9.1に明示されている。(本ニュースレターは、2019年4月2日時点の情報に基づき作成)



表9.1: 法制化未了の発表済みの重要な施策

項目	現状
グローバル税制	
オフバランス化された資産の再評価可能性の削除、外国人支配によるオーストラリア連結納税グループおよび Multiple Entry Consolidated Group により海外事業体を支配する場合の対外的投資と対内的投資の両方として取り扱うことなどの過少資本税制の変更	現在、連邦議会上程前の状況である。再評価資産に関する措置は、2019年7月1日以降開始の課税年度において適用するとの経過措置を導入するという条件のもとに、2018年5月8日から適用すると提案された。この連結グループの取り扱いの変更は2019年7月1日以降開始の課税年度において適用すると提案されている。
大規模多国籍企業 (SGE) の定義の拡大	現在連邦議会上程前である。 SGEの考え方には、移転価格に関する国別報告制度、多国籍企業租税回避防止法、迂回利益税及び罰則などの税法の幅広い領域に関連する。
オフショアBanking Unit (OBU)の再構築	有害税制についてのOECDフォーラムで提起された懸念について2018年10月に発表された。
法人税	
負債・資本ルールに関する規範措置の改正	税制委員会(Board of Taxation)の資産・負債税制を改善する推奨アプローチを実行可能にする法案は2016年10月に公表された。この新たなルールは、法律の施行後、すなわち適用開始日(若しくは裁可の6か月後)に締結される取引に対して適用される。
研究開発の税務インセンティブの対象絞り込み	2018/2019年度連邦予算案で発表されたこの改正は現在連邦議会上程前である。 上院経済法制委員会は、研究開発についての改正が与える影響について更なる調査・分析を促す法案に関する報告書を2019年2月に可決した。
アセットバック・ファイナンスに対する障壁の排除	元々2016/2017年度連邦予算案で発表され、2018年7月1日から適用されると提案された。
増資資金を原資として行われる適格配当に対する規制	元々2016/17年度の中間経済財務政策見通し(MYEFO)で発表され、2016年12月19日午後12時(AEDT)から適用されると発表された。
ファイナンシャル・アレンジメントに対する税制 (TOFA) の改正	元々2016/17年度連邦予算で発表された。2017年12月、連邦政府はこの提案の開始が裁可された後の課税年度まで延期されると発表した。
一般経費と探鉱経費の両方に係る高税率の引き下げと石油資源使用税(PRRT)制度からオフショア・プロジェクトの除外を含むPRRTの改正	現在連邦議会上程前で、今週中に通過する予定である。本改正は2019年7月1日から適用と提案されている。
資産・財産管理	
ステープル型ストラクチャーに対する規範措置と外国人投資家の税務上の認容への限定アクセスの包括改善措置	連邦議会審議前であるが、今週中に通過予定である。これらの変更は概ね2019年7月1日から有効となる(既存投資に対する経過措置適用を条件として)。
管理投資信託 (MIT)	2018/19年度連邦予算案で発表された。2018/19年度 MYEFOによると2019年7月1日から2020年7月1日まで開始日が延期された。

項目	現状
法人及び有限責任パートナーシップの共同投資事業体 (CIV)	法人CIVについての税務・法制フレームワークを扱った法案がパブリック・コンサルテーションのために公開された。 今のところ提案された有限責任パートナーシップCIVが利用可能になる法案はない。
個人所得税及び退職年金	
著名人の肖像やイメージを利用した所得に対する課税	2018年12月にコンサルテーション・ペーパーが公表された。この措置は2019年7月1日から適用開始と提案されている。
過去の支払不足に対する退職年金保証債務 (SG) の12ヶ月の宥恕措置(アムネスティー)とアムネスティー期間中に届け出のなかつた者に対する罰則強化	2018年5月24日から12か月間の猶予を与えるとする法案は現在連邦議会上程前である。
外国人に対する主たる居宅に対するCGT免税の撤廃	現在連邦議会上程前である。2017年5月9日以前に取得した居宅に対する2019年6月30日までの経過措置を以て2017年5月9日午後7時30分 (ACT) から適用される。
その他の項目	
オーストラリアの宿泊施設へのオンライン予約に対するGST	連邦議会上程前である。2019年7月1日から適用と提案されている。
シェア・エコノミーについての報告制度の導入を含むブラックエコノミーに対する対抗措置	昨年の予算発表を受けて、比較的最近のシェア・エコノミーに対する報告制度導入、違反、罰則、訴追手続きについてのコンサルテーションに加え、幾つかのブラックエコノミーに対する措置が法制化された。
未利用土地に関する支出の損金算入否認	この措置を実行する法案は2018年10月に公表された。この措置は2018年7月1日から適用されると提案されている。
オーストラリア税務当局 (ATO) による一定の事業からの租税債務の信用報告当局への開示権限に関する租税債務の透明性の改善	2018年7月、連邦政府はこの提案についての法案を公表した。2018/19年度 MYEFOにおいて、報告義務の上限の1万豪ドルから10万豪ドルへの引き上げを含むこの措置に関する更なる変更が発表された。この措置は実行可能となる法制が裁可された日から適用されるであろう。

野党労働党の税制

総選挙がすぐそこに迫ってきている現状に鑑み、今後予想される税制改正項目がどんなものかを考える上で労働党の政策を考慮しないことは思慮分別を欠いたものとの誹りを免れ得ない。表9.2において、本日までオーストラリア労働党が発表した税務政策について取りまとめた。

これらの政策のいくつは2016年の選挙の際に労働党が発表した税務政策であるが、これらの内のいくつかは開始時期が明確ではない。2019年4月4日(木)に予定されているBudget reply speechにて、野党党首からこれらの政策について更に聞くことが出来るであろう。

(本ニュースレターは、2019年4月2日時点の情報に基づき作成)

表9.2: オーストラリア労働党の主要な税務政策

政策分野	オーストラリア労働党の政策
法人所得税率	労働党は既に法制化された総売上高5,000万豪ドル以下の中小規模事業に対する法人税率を2021/22年度に25%まで引き下げるとしている。
個人所得税率	労働党は12.5万豪ドル以下の中低所得者に対しては既に法制化された減税策よりも広範囲な減税策、一方で最高所得区分の高額所得者に対しては税率を47%から49%に引き上げると提案している。
個人所得控除	2019年7月1日から税務マネージメントを所得控除できる金額は、3,000豪ドルを上限とすることを導入しようとしている。
事業用資産についての加速償却	2021年7月1日から、事業に対し減価償却対象資産の投資額の20%相当額の即時償却(電気自動車を含む)と残額を初年度から通常の減価償却を行う新たな オーストラリア投資保証(Australian Investment Guarantee)を導入する。
裁量信託からの分配に対する課税	2019年7月1日から成人個人受益者(年齢18歳以上)の受取る裁量信託分配金に対して最低30%の税率を導入する。
インピュテーションについての再構築	2019年7月1日から、一定の個人及びスーパー・ニューエーションのフランкиング・クレジット超過分に対し、金銭による還付を廃止する。免除規定を設け、その対象は2018年3月28日までに少なくとも1人以上のオーストラリア連邦政府年金受給者、手当受給者を有するオーストラリア連邦政府年金または手当受給者及び自己積立型のスーパー・ニューエーションである。
多国籍間に跨る租税回避行為	多国籍企業に対する過少資本税制の適用範囲につき、オーストラリアで控除できる負債控除額の制限をグループの全世界事業の負債資本比率に対して適用をする改正を提起した。
透明性	オーストラリアの大手鉱物採取企業に対する鉱物資源の採掘、探鉱、探査、開坑若しくは採取などから生ずる費用(税を含む)を開示する鉱物採取業強制情報公開制度、国別報告書(抄録)の公表、大手私企業に対する税務情報のATOによる一般向けの開示について1億豪ドルの上限の復活、オーストラリアの企業、信託およびその他法人組織などの実質所有者の公的に入手可能な集中登録制度の制定を含む税の透明性を促進する幅広い措置が提案されている。
キャピタルゲイン税	個人に対するキャピタルゲイン課税割引の50%から25%への引き下げ。これは2020年1月1日若しくはそれ以降に取得した資産に適用されると提案されている。この日以前に取得された資産に対しては影響がない。
ネガティブ・ギアリング	新築住宅に対するネガティブ・ギアリングの適用を制限する。これは2020年1月1日若しくはそれ以降に取得した資産に適用されると提案されている。この日以前に取得された資産に対しては影響がない。
建壳賃貸用住宅	建壳賃貸用住宅への投資に帰属するファンド支払いに対する管理投資信託(MIT)源泉税率を30%から15%に引き下げる。

Japan Service Desk

メンバー連絡先

National

神山 雅央 | パートナー /
JSD統括責任者
+61 (3) 8603 4383
masao.kamiyama@pwc.com

Adelaide

小幡 敦子 | 税務、人事・労務
シニアマネージャー(兼任)
+61 (3) 8603 0877
atsuko.a.obata@pwc.com

川井 俊亮 | 税務
シニアマネージャー (兼任)
+61 (3) 8603 2224
shunsuke.a.kawai@pwc.com

Brisbane

寺崎 信裕 | 税務
シニアマネージャー
+61 (7) 3257 8240
nobu.terasaki@pwc.com

Perth

萩庭 一彦 | アシュアランス
マネージャー
+61 (8) 9238 3690
kazuhiko.haginiwa@pwc.com

Melbourne

加藤 靖之 | ディールズ
ディレクター
+61 (3) 8603 0947
yasuyuki.a.kato@pwc.com

小幡 敦子 | 税務、人事・労務
シニアマネージャー
+61 (3) 8603 0877
atsuko.a.obata@pwc.com

川井 俊亮 | 税務
シニアマネージャー
+61 (3) 8603 2224
shunsuke.a.kawai@pwc.com

湯口 浩美 | 税務、人事・労務
マネージャー
+61 (3) 8603 5734
hiromi.yuguchi@pwc.com

伊藤 恵 | コンサルティング
マネージャー
+61 (3) 8603 3205
meg.ito@pwc.com

櫻井 良孝 | アシュアランス
マネージャー
+61 (3) 8603 0710
yoshi.sakurai@pwc.com

濃添 博紀 | 税務、人事・労務
シニアコンサルタント
+61 (3) 8603 1533
hiroki.nozoe@pwc.com

長坂 卓 | アシュアランス
シニアコンサルタント
+61 (3) 8603 2734
masaru.a.nagasaka@pwc.com

山本 智 | 税務、人事・労務
シニアコンサルタント
+61 (3) 8603 1406
satoru.yamamoto@pwc.com

高橋 優忠 | アシュアランス
シニアアカウンタント
+61 (3) 8603 1407
yuta.j.takahashi@pwc.com

菅原 音彌 | ビジネスアシスタント
+61 (3) 8603 5363
otone.sugawara@pwc.com

Sydney

会川 徹 | ディールズ
パートナー
+61 (2) 8266 0462
toru.a.aikawa@pwc.com

田中 直人 | 税務
プリンシパル
+61 (2) 8266 7348
naoto.tanaka@pwc.com

宮田 あや子 | アシュアランス
シニアマネージャー
+61 (2) 8266 0994
ayako.a.miyata@pwc.com

田中 秀樹 | ディールズ
マネージャー
+61 (2) 8266 5916
hideki.a.tanaka@pwc.com

田村 りか | 税務、人事・労務
マネージャー
+61 (2) 8266 1639
rika.tamura@pwc.com

神山 理慧 | ディールズ
マネージャー
+61 (2) 8266 5937
rie.a.kamiyama@pwc.com

江川 竜平 | アシュアランス
マネージャー
+61 (2) 8266 0231
ryohei.a.ekawa@pwc.com

藤田 謙 | 税務
マネージャー
+61 (2) 8266 3994
ryo.a.fujita@pwc.com

岩井 達郎 | アシュアランス
マネージャー
+61 (2) 8266 2866
tatsuro.a.iwai@pwc.com

福井 一生 | アシュアランス
シニアアカウンタント
+61 (2) 8266 5541
hito.fukui@pwc.com

斎藤 領明 | コンサルティング
シニアアソシエイト
+61 (2) 8266 0278
leo.saito@pwc.com

三井 翔吾 | アシュアランス
シニアアカウンタント
+61 (2) 8266 5809
shogo.a.mitsui@pwc.com

新井 輝生 | アシュアランス
シニアコンサルタント
+61 (2) 8266 3921
tate.arai@pwc.com

城戸 慎平 | アシュアランス
アソシエイト
+61 (2) 8266 5692
richard.kido@pwc.com

佐川 由紀 | アシュアランス
アソシエイト
+61 (2) 8266 4651
yuki.sagawa@pwc.com

藤田 聰子 | ビジネスアシスタント
+61 (2) 8266 2874
satoko.fujita@pwc.com

本冊子は2019年4月2日時点の情報に基づき概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかつたことによって発生した結果について、PricewaterhouseCoopers、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2019 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. PwC refers to the Australia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation. At PwC Australia our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 158 countries with more than 250,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.au